諮問番号：令和３年度諮問第３５号

答申番号：令和３年度答申第３６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年５月２５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

令和２年５月２９日の段階では特に年金の金額が変わっていないから、本件処分の時点で勝手に年金の金額が変わったと思い込んで生活保護費の金額を変えるのはおかしい。実際に年金の金額が変わってから変更すべきである。

同日、審査請求人が、処分庁に電話で問い合わせたところ、処分庁の担当者は、厚生労働省（以下「厚労省」という。）のホームページを見て年金の金額が変わっているのか確認して保護費を変えたと言っていたが、当該ホームページの内容は信用できない。

したがって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額及び年金生活者支援給付金額が変更されたことに伴い、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の１（４）アに基づき、収入認定額を変更し、令和２年６月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、令和２年５月２９日の段階では特に年金の金額が変わっていないから同月２５日に勝手に年金の金額が変わったと思い込んで生活保護費の金額を変えたのはおかしい、実際に年金の金額が変わってからやるべきである等と主張する。

　　　しかしながら、処分庁は、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１８条第３項、同法第２７条、同法第２７条の２第１項、第２項及び第３項、同法第３３条第１項及び第２項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号。以下「給付金法」という。）第３条、給付金法第４条第１項、第２項及び第３項、給付金法第１６条並びに給付金法第１９条において準用する第６条第１項及び第３項のとおり、障害基礎年金の額が、令和２年６月の支給分から月額６５，１４１円に改定されること及び年金生活者支援給付金の額が、同月の支給分から５，０３０円に改定されることを予め把握していたため、次官通知第８の３（２）ア（ア）及び局長通知第８の１（４）アに基づき、改定後の年金額を収入認定し、同月分の保護費を変更する本件処分を行ったものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

（３）なお、審査請求人は、処分庁等に対し縷々不満を述べているが、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分に該当せず、審査請求となる事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年１２月１３日　　諮問書の受領

令和３年１２月１５日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：令和４年１月４日

　口頭意見陳述申立期限：令和４年１月４日

令和３年１２月２７日　　第１回審議

令和４年　１月２４日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、保護の補足性の原理を規定しており、第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、第２項は、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

（２）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（３）局長通知第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。（後略）」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（４）国民年金法第１８条第３項は、「年金給付は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）
」と定めている。

同法第２７条は、「老齢基礎年金の額は、７８０，９００円に改定率（次条第１項の規定により設定し、同条（第１項を除く。）から第２７条の５までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときは、これを１００円に切り上げるものとする。）とする。（後略）」と、同法第２７条の２第１項は、「平成１６年度における改定率は、１とする。」と定めている。

同法第３３条第１項は、「障害基礎年金の額は、７８０，９００円に改定率を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときは、これを１００円に切り上げるものとする。）とする。」と定め、同条第２項において「障害の程度が障害等級の１級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の１００分の１２５に相当する額とする。」と定めている。

（５）国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成１７年政令第９２号）第１条は、「令和２年度における国民年金法第２７条に規定する改定率は、１．００１とする。」と定めている。

（６）給付金法第３条は、「老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次に掲げる額（中略）を合算した額とする。（後略）」と定めている。

給付金法第４条第１項は、「給付基準額（前条第１号に規定する給付基準額をいう。以下同じ。）は、５，０００円とする。」と、同条第２項は、「給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）がこの法律の施行の日の属する年の前年（この項の規定による給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の４月以降の給付基準額を改定する。」と、同条第３項は、「前項の規定による給付基準額の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。

給付金法第６条第３項は、「老齢年金生活者支援給付金は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

給付金法第１６条は、「障害年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（中略）とする。」と定めている。

給付金法第１９条は、「第６条（中略）の規定は、障害年金生活者支援給付金について準用する。（後略）」と定めている。

（７）年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成３０年政令第３６４号）第４条の２は、「令和２年４月以降の月分の給付基準額（法〔給付金法〕第３条第１号に規定する給付基準額をいう。）については、法第４条第１項中「５，０００円」とあるのは、「５，０３０円」と読み替えて、法の規定を適用する。」と定めている。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２４年１０月１日付けで、処分庁は、審査請求人について法による保護を開始した。

（２）令和２年１月２４日、厚労省年金局年金課が発表した報道資料では、①令和２年度の年金額が、法律の規定により、令和元年度から０．２％プラスで改定され、老齢基礎年金（満額）は、月額６５，００８円から６５，１４１円になること、②令和２年度の給付金法に基づく給付等の手当額が、令和元年度から０．５％引き上げとなり、障害年金生活者支援給付金（２級）は、月額５，０００円から５，０３０円になること、等が示されている。これにより、処分庁は、国民年金法第１８条第３項、給付金法第３条、給付金法第４条第１項、第２項及び第３項、給付金法第１６条並びに給付金法第１９条において準用する第６条第１項及び第３項のとおり、障害基礎年金の額が、令和２年６月の支給分から月額６５，１４１円に改定されること及び年金生活者支援給付金の額が、同月の支給分から５，０３０円に改定されることを把握した。

（３）令和２年５月１８日付けの審査請求人に係るケース記録票には、「＜年金等改定による収入認定額の変更について＞令和２年６月分保護費より、障害基礎年金の収入認定額を６５，００８円から６５，１４１円に、障害年金生活者支援給付金を５，０００円から５，０３０円に変更する。」と記載されている。

また、同日が決裁年月日と記載されている審査請求人に係る令和２年６月分の保護決定調書には、収入欄のうち、その他収入として「種別　障害年２旧〔級〕　金額６５，１４１」、「種別　公的その他　金額５，０３０」と、収入充当額として「７０，１７１」と記載されている。

（４）令和２年５月２５日付けで、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額及び障害年金生活者支援給付金額に係る収入認定額を同年６月１日から変更する本件処分を行った。

本件処分の通知書には、保護決定理由の欄に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年厚生省発社第１２３号）〔次官通知〕第８－３－（２）－ア－（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と、収入充当額の欄に「７０，１７１円」と記載されている。

（５）令和２年５月２９日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、処分庁の担当者が、厚労省のホームページを見て年金の金額が変わっているのか確認して保護費を変えたと言っていたが、令和２年５月２９日の段階では特に年金の金額は変わっていないから、本件処分の時点で勝手に年金の金額が変わったと思い込んで生活保護費の金額を変えるのはおかしく、実際に年金の金額が変わってから変更すべきである旨主張する。

（２）本件についてみると、①前記２（２）のとおり、令和２年１月２４日、厚労省は、令和２年度の年金額等の改定について報道資料により公表したこと、②前記１（４）、（５）のとおり、本件処分の時点において、国民年金法の新しい改定率が適用されて、審査請求人に係る障害基礎年金の額が月額６５，１４１円とされていること及び前記１（６）、（７）のとおり、給付金法の新しい手当額が適用されて、審査請求人に係る給付金の手当の額が月額５，０３０円とされていること、③前記２（３）のとおり、同年５月１８日付けの審査請求人に係るケース記録票には、年金等の改定による収入認定額の変更について、同年６月分保護費より、障害基礎年金の収入認定額を６５，００８円から６５，１４１円に、障害年金生活者支援給付金を５，０００円から５，０３０円に変更する旨が記載されていること、④前記２（４）のとおり、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額及び障害年金生活者支援給付金額に係る収入認定額を同年６月１日から変更する本件処分を行ったことが認められる。

（３）かかる処分庁の取扱いは、審査請求人の障害基礎年金額及び障害年金生活者支援給付金額が令和２年度から変更されたことに伴い、令和２年６月の支給分から改定されることを予め把握していたため、前記１（２）の次官通知及び前記第１（３）の局長通知に照らして、前記１（１）の法第４条に基づき、実際の年金額等を認定するために改定後の金額を収入認定し、同月分の保護費を変更する本件処分を行ったものであり、これに不合理な点があるとは認められない。それゆえ、改定後の障害基礎年金及び障害年金生活者支援給付金が審査請求人に実際に支給される前に本件処分が行われていることを理由に、本件処分を違法又は不当であると言うことはできない。

（４）よって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子